



Building a better  
working world

## タックス・アップデート

### 法人税の確定申告に関する留意点

2021 年 2 月

#### EY - Tax and Law Update

2021 年 2 月のタックスアップ  
デートの要点は以下の通りです：

- ▶ 損金算入費用の要件
- ▶ Covid-19 の影響により、本  
年度特別扱いとなる費用
- ▶ 法人税の優遇措置

税務申告の期限に関する 2021 年 1 月のタックス・ア  
ップデートに続いて、法人税の確定申告における留意  
点を解説いたします。法人税の申告内容は、税務調査  
時において必ず調査・確認の対象となることから、確  
定申告の際は十分な留意が必要です。

#### 損金算入費用の要件

法人税法上、以下の要件をすべて満たす費用は損金算  
入可能費用となります。

- ▶ 事業に関連して実際に発生した費用であること
- ▶ 法令等に基づくインボイス等の証憑があること
- ▶ 20 百万ドン以上の取引 (VAT 込) は、銀行送金証  
明書等の非現金決済方法による支払証憑があること

上記の要件を満たす費用及び、それ以外に別途規則等  
で認められた費用以外は、原則、損金不算入費用とな  
ります。

実務上、税務調査において特に注目される項目は以下の通りです。取引の実態、仕訳の計上及び根拠資料内容（契約書、インボイス等）の一貫性について注意する必要があります。

- ▶ **売上控除項目**：売上控除項目には販売価格の値引や取引価格の割引、返品等が含まれます。契約書、値引や割引に関する社内規定、取引先との交渉内容を検討し、税務会計の基準に基づいて売上控除項目として処理することの妥当性、また根拠資料となるインボイスがインボイスの要件を適切に満たした内容であることを確認する必要があります。さらに元の取引時のインボイスもしくは次回取引時のインボイスにおいて、当該売上控除の内容が適切に反映されていることを合わせて確認する必要があります。
- ▶ **広告等のマーケティングプロモーション費用**：売上控除項目と同様に、取引の実態が根拠資料の内容と整合しており、また関連する規則に基づいて処理をされていることを確認する必要があります。例えば、プロモーションの内容は商工局・商工省への通知・登録が必要であり、プロモーションのためのディスカウントは通常取引価格の 50%を超えてはいけません。
- ▶ **人件費**：従業員の給与、各種手当及び福利厚生費の内容について、労働契約書、労働協約、人事規則、従業員ハンドブック等に適切に記載されていることを確認する必要があります。また、従業員に直接支払われる結婚祝い金、葬式の弔慰金、自然災害・事故・病気のための見舞金等の特定の福利厚生にかかる費用は、課税年度内の実際支給給与の 1 カ月の平均給与を超えない範囲で、損金算入費用として認められます。
- ▶ **材料標準消費量（BoM）及び在庫廃棄費用**：製造業の場合は、原材料の標準消費量（BoM）と実際の在庫残高の関係性について特に注意が必要です。また、在庫廃棄費用についてはその理由（天災、疫病等の不可抗力によるものかどうか）及び関連する根拠資料が財務省が定める損金算入の要件を満たしていることを確認する必要があります。
- ▶ **関係会社に対する費用**：税務調査の際に特に注目される項目の一つです。移転価格文書の要項に加え、企業が事業を行い利益を獲得するために必要な費用である具体的な理由と根拠、また実際にサービスが行われたことを示す資料等が求められます。
- ▶ **借入金の支払利息**：借入取引に限らず関連者間取引を行っている場合には、支払利息に関する法人税法上の通常の損金算入の要件以外に、EBITDA の 30%という新たに適用された損金算入の上限を考慮する必要があります。

## **Covid-19 の影響により発生した特別な費用に関する 2020 年度の取扱い**

駐在員の隔離費用や、本年度において Covid-19 の影響により事業活動を休止した場合、固定資産の一時休止期間が 9 ヶ月未満であり、その後に当固定資産が再度使用された場合の当該休止期間における固定資産の減価償却費等、Covid-19 に関連して特別に発生した費用は、2020 年度の損金算入費用として認められます。

### **法人税法の優遇措置**

法人税の優遇措置を適用している場合、適用要件を満たしてあるかどうかについて、定期的に見直すことをおすすめいたします。優遇措置に関する規定は変更されることがあります、また実際の事業内容も当初の予定から変化している可能性が考えられます。

制度上、優遇措置の内容に変更が行われた場合には、企業は新しい優遇措置を適用するか、もしくはライセンス発行時の当初の優遇措置を引き続き適用するか、どちらか有利な方を選択することができます。ただし、現在の事業内容が当初ライセンスに登録した内容と異っており、優遇措置の適用要件を満たさなくなっているケースがあるため、注意が必要です。

一方で、企業にとってより有利な内容に優遇措置が改正されることもあるため、定期的に優遇措置の内容を確認しておくことが有用です。本年度においては、2020 年 6 月 19 日付 決議 No.116/2020/QH14 に基づき、2020 年度の総売上高が 2 千億ドンを超えない企業の場合、法人税が 30% 減税されます。

確定申告の各種サポートに関するご質問については弊社までご連絡ください。

## Contacts

### EY professionals at Ernst & Young Vietnam Limited (EY Vietnam)

#### Hanoi Office

Huong Vu | Partner | Tax Leader  
huong.vu@vn.ey.com

#### Japanese Business Services

Takaaki Nishikawa | Director  
takaaki.nishikawa@vn.ey.com

#### Korean Business Services

Kyung Hoon Han | Associate Director  
kyung.hoon.han@vn.ey.com

#### Ho Chi Minh City Office

Robert King | Partner | Indochina Tax Leader  
robert.m.king@vn.ey.com

#### Japanese Business Services

Takahisa Onose | Partner  
takahisa.onose@vn.ey.com

#### Korean Business Services

Cheon Ju Lee | Director  
cheon.ju.lee@vn.ey.com

#### China Overseas Investment Network

Owen Tsao | Director  
owen.tsao@vn.ey.com

**EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.**

**Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.**

**Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.**

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via [ey.com/privacy](https://ey.com/privacy). EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit [ey.com](https://ey.com).

© 2021 Ernst & Young Vietnam Limited.  
All Rights Reserved.

APAC No. 16120121  
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

[ey.com/en\\_vn](https://ey.com/en_vn)